

目 次

第1章 教育の目的、目標、理念等	4
《第1節 日本国憲法》	4
《第2節 教育基本法》	4
《第3節 学校教育法》	7
《第4節 その他の国内規範》	7
《第5節 国際条約等》	8
第2章 教育の思想と歴史の変遷	11
《第1節 諸外国の教育思想と歴史》	11
《第2節 日本の教育思想と歴史》	16
第3章 教育の制度	21
《第1節 教育制度の基礎》	21
《第2節 教育法規・教育行政の基礎》	22
《第3節 諸外国の教育制度》	24
第4章 教育の実践	25
《第1節 教育実践の基礎理論 — 内容、方法、計画 —》	25
《第2節 教育指導》	29
《第3節 教育評価》	31
第5章 生涯学習社会における教育の現状と課題	33
《第1節 生涯学習社会と教育》	33
《第2節 教育をめぐる現状と課題》	34
《第3節 近年の中央教育審議会答申等》	36

- ※ 各四角の枠内の同じ記号(A、B、C・・・)の()には、同じ語句が入ります。
- ※ 「(ダイジェスト版p00)」という表記は、その内容が「教育に関する各種資料ダイジェスト版」の何ページに掲載されているかを示しています。
- ※ 「認定こども園法」とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」のことをいうものとします。
- ※ わが国の学校制度に関する記述において、「学校」という場合は、「教育基本法」に関する記述を除き、原則として「学校教育法」第1条に定める学校(一条校)を意味し、幼保連携型認定こども園を含まないものとします。

- * 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。
また、ご自身でこのPDF教材を紙媒体に印刷し、弊社の許可なく頒布し、またはフリマアプリ・ネットオークション等に出品することは、弊社の知的財産権を著しく侵害する行為であり、これを固く禁止します。

第1章 教育の目的、目標、理念等

《第1節 日本国憲法》

1	<p>日本国憲法 第13条</p> <p>すべて国民は、（ A ）として尊重される。（ B ）、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、（ C ）に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	□ □ □
2	<p>日本国憲法 第26条</p> <p>① すべて国民は、法律の定めるところにより、その（ A ）に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に（ B ）を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを（ C ）とする。</p>	□ □ □
3	<p>教育を受ける権利を保障する「日本国憲法」第26条の規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の（ A ）を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、自ら学習することのできない（ B ）は、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを（ C ）一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在している（最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決）。この「固有の権利」は、一般に、「（ D ）」とよばれている。</p>	□ □ □

《第2節 教育基本法》

1	<p>教育基本法 前文</p> <p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた（ A ）で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、（ B ）を重んじ、（ C ）と正義を希求し、（ D ）の精神を尊び、豊かな（ E ）と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、（ F ）を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、（ G ）の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p>	□ □ □
---	--	-------

32	<p>(A) は、(B) (学習に先立ってあらかじめ提示される思考の枠組み) という概念を提唱し、言語的な素材を用いた受動的な学習でも、有意義な学習であれば効果的な学習は可能であるとして、(C) 学習の意義を提起した。</p>	<p>□ □ □</p>
33	<p>アメリカの (A) 計画は、1965年に「(B) 撲滅」政策の一環としてジョンソン大統領によって開始された。これは、「(B) 家庭の幼児に適切な教育を与えることにより、入学後の学習効果を促進させることを意図した補償教育計画である。1994年からは、妊婦と胎児の健康促進、乳児の健全な発達、家族の子育て支援サービスも提供されている。</p>	<p>□ □ □</p>
34	<p>(A) は、その著書『脱学校の社会』(1977年)において、学校制度や学校教育を批判した。この著作を中心として「脱学校論」が唱えられた。</p> <p>(B) も、その著書『被抑圧者の教育学』(1979年)において、学校を通じて子どもに知識が一方的に授けられる様子を「銀行型教育」として批判し、「対話」が重要視されるべきであるとした。</p>	<p>□ □ □</p>
35	<p>レイヴとウェンガー (Lave, J. & Wenger, E.) は (A) という学習理論を提唱し、教師が模範を示し、学習者がやってみてから、教師が指導やアドバイスをし、できる範囲で支援しながら、徐々に手を引いていくことにより、効果的に学習を進められるとした。</p> <p>その子が「できる範囲」とは、(B) のいう発達の最近接領域 (ZPD) であり、そこに足場づくり (Scaffolding) という形で支えることになる。</p>	<p>□ □ □</p>

《第2節 日本の教育思想と歴史》

1	<p>(A) は、わが国で最初に意図的教育を行ったと考えられている人物であり、その著書『(B)』と『十七条憲法』には、「^{きよ}依 (信仰) から^{けだ}化他 (慈悲) へ」という論理や、仏教によって善をめざす視点などがみられる。</p>	<p>□ □ □</p>
2	<p>平安時代の教育機関には、大学寮・国学のほか、有力貴族が設けた私学として、和氣氏の「(A)」や藤原氏の「(B)」などがあった。</p>	<p>□ □ □</p>

<p>13</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項【抜粋】</p> <p>1 当該幼保連携型認定こども園に入園した年齢により（ A ）の経験年数が異なる園児がいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達や学びの（ B ）を考慮して展開していくこと。特に満3歳以上については入園する園児が（ C ）ことや同一学年の園児で編制される学級の中で生活することなどを踏まえ、家庭や他の保育施設等との連携や引継ぎを円滑に行うとともに、（ D ）の工夫をすること。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>14</p>	<p>特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の（ A ）を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。</p> <p>また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない（ B ）も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。</p> <p>さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる（ C ）の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。</p> <p>（「特別支援教育の推進について」（文部科学省通知 平成19年4月） 1. 特別支援教育の理念）</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>15</p>	<p>障害者の権利に関する条約 第8条（意識の向上）【抜粋】</p> <p>① 締約国は、次のことのための即時の、効果的かつ適当な措置をとることを約束する。</p> <p>(a) 障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び（ A ）に対する尊重を育成すること。</p> <p>(b) あらゆる活動分野における障害者に関する（ B ）された観念、（ C ）及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。</p> <p>(c) 障害者の能力及び（ D ）に関する意識を向上させること。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>